

問合せ：総務課
職員担当

Clip!

職員採用試験のお知らせ【行政職・消防職・看護保健職】

試験職種及び 平成30年度採用予定人員

行政職(上級)	7名程度
行政職(上級)(社会人枠)	若干名
行政職(上級)(建築)	1名
行政職(上級)(土木)	1名
行政職(上級)(社会福祉士)	2名
行政職(上級)(精神保健福祉士)	1名
消防職(初級)(消防士)	2名
消防職(初級)(消防士)	1名
看護・保健職(上級)(保健師)	2名

受験資格

地方公務員法第16条の欠格条項(※下記参照)のいづれかに該当する者、または日本国籍を有しない者は受験できません。

【行政職(上級)】

・昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成30年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者

【行政職(上級)(社会人枠)】

・昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業以上、またはこれと同等以上の資格を有し、直近の7年間で5年以上、他の官公庁もしくは民間企業等に勤務した経験のある者

【行政職(上級)(建築)】

次のいづれかに該当する者

・昭和53年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業以上、またはこれと

同等以上で、一級建築士の資格を有する者

・昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、大学(建築に関する課程)を卒業(平成30年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者

【行政職(上級)(土木)】

・昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、大学(土木に関する課程)を卒業(平成30年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者

【行政職(上級)(社会福祉士)】

・昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成30年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有し、社会福祉士の資格を有する者(平成30年3月資格取得見込みを含む)

【行政職(上級)(精神保健福祉士)】

・昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成30年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有し、精神保健福祉士の資格を有する者(平成30年3月資格取得見込みを含む)

【消防職(上級)(消防士)】

・平成2年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成30年3月卒業見

込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者

・普通自動車運転免許(平成30年3月までの取得見込みを含み、AT限定免許を除く)を有する者
・採用時以後、勤務地(都留市または道志村)に居住できる者

【消防職(初級)(消防士)】

・平成5年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、高等学校を卒業(平成30年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者
・普通自動車運転免許(平成30年3月までの取得見込みを含み、AT限定免許を除く)を有する者
・採用時以後、勤務地(都留市または道志村)に居住できる者

消防職受験資格

男性 身長おおむね160cm以上
体重おおむね50kg以上
視力等正常な者

女性 身長おおむね155cm以上
体重おおむね45kg以上
視力等正常な者

【看護保健職(上級)(保健師)】

・昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、保健師の免許を有する者(平成30年3月までに免許取得見込みを含む)

受験手続及び受付期間

受験申込書を8月1日(火)から8月15日(火)までに総務部総務課

職員担当まで提出してください。(受験案内は、7月3日(月)から総務課にて配布します。)

インターネットによる受付期間は、8月1日(火)～8月8日(火)までです。

申込方法などの詳細については、職員採用試験案内及び市ホームページへ掲載します。

試験日

第1次試験(筆記試験)
9月17日(日)

第2次試験(作文・集団討論・面接など)
(第1次試験合格者のみ)10月下旬
第3次試験(面接) 11月上旬

合格発表 11月下旬

※地方公務員法第16条(欠格条項)

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

後期高齢者医療 被保険者証について

有効期限が平成30年7月31日までの新しい後期高齢者医療被保険者証が交付されます。
被保険者のお手元には7月下旬に簡易書留で郵送されます。新しい被保険者証はお手元に届いた日から使用できます。
平成28年度までの後期高齢者医療保険料に未納がある方につきましては、有効期限が短い場合もありますので、ご了承ください。

現在お使いの被保険者証は、8月以降使用できません。古い被保険者証については個人情報記載されていますので、裁断するなどして廃棄していただきますようお願いいたします。

新しい後期高齢者医療被保険者証は『薄紫色』となります。
限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証につきましては平成29年8月1日より新しいものとなります。色は変更ありませんが、有効期限が平成30年7月31日までのものとなります。
現在交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き認定証を交付します。

現在交付を受けているのに新しい認定証が届かない場合は、世帯に所得の申告がお済みでない方がい

Clip! 後期高齢者医療保険者証について

■自己負担割合について

自己負担割合	所得区分	対象要件
3割	現役並み所得者*	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度に加入している被保険者がいる方
		現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方
1割	低所得者Ⅱ	属する世帯の世帯員全員が住民税非課税である方
	低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、各収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の方

※現役並み所得者の負担区分判定基準

同一世帯に属する被保険者の所得及び収入により判定します。
次の場合は、申請により「一般(1割)」の区分になります。
・同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者が2人以上で、加入者全員の収入の合計金額が520万円未満の場合。
・後期高齢者医療制度の加入者が1人で、収入の合計金額が383万円未満の場合。
・世帯で後期高齢者医療制度に加入している被保険者が1人で現役並み所得者の場合は、同一世帯内の70歳～74歳の方を含めた70歳以上の方全員の収入の合計金額が520万円未満の場合。

平成29年度後期高齢者医療保険料について
平成29年7月に平成29年度後期高齢者医療保険料が決定されます。平成29年度後期高齢者医療保険料は平成28年中の年金や給与・農業・不動産といった収入に基づいて算定され、平成29年4月から翌年3月までの1年間分をそれぞれ納付方法に応じた納期回数で除した金額を各期までに納めていただきます。
今年度の7月算定時に賦課対象となる被保険者の方は平成29年7月1日までに資格を取得されている方です。また7月以降の月において、資格を取得した被保険者の方へは、取得月の翌月に通知書などを送付します。
なお、後期高齢者医療制度では、2年に一度保険料率を見直すこととされており、平成29年度の保険料率は据え置くことになりました。医療費が増大していくなか、後期高齢者医療制度を維持していくためには、皆さまから納めていただく保険料が大切な財源となります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

平成28・29年度の保険料率
均等割額 40,490円
所得割率 7.86%
保険料賦課限度額 57万円

◆保険料の算出方法

後期高齢者医療保険料は、山梨県後期高齢者医療広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員が個人単位で納めます。
保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となります。平成29年度の所得割率は、7.86%となっています。

$$\text{保険料} = \text{均等割額 } 40,490\text{円} + \text{所得割額 } (\text{所得} - 33\text{万円}) \times 7.86\%$$

◆賦課限度額

平成29年度保険料賦課限度額は、どんなに所得の高い方でも年57万円が上限となります。

納付方法について

◆特別徴収

特別徴収(年金からの直接天引き)により納めていただく方には、7月中旬に保険料決定通知書及び納入通知書が送付され、10、12月、翌年2月に天引きされます。

また4、6、8月の特別徴収額については、保険料決定前であるため前年度2月分と同額が仮徴収額として年金から天引きされます。

このため、既に仮徴収されている方は、本算定された年額から4、6、8月に納めていただいた金額を控除した差額が10、12月、翌年2月の3回に分けて天引きされます。

また昨年8・5割軽減や所得割5割軽減などに該当、あるいは年度途中で保険料の変更などがあったことにより、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更となった方で、本年10月より再度特別徴収となる方については、7、8、9月を普通徴収、10月以降を特別徴収の方法による年6回で納めていただきます。

◆普通徴収

普通徴収により納めていただく方(納入通知書等により直接金融機関等で納める方、あるいは口座振替を申請された方)に

は、7月中旬に保険料決定通知書及び納入通知書が送付されます。納期は年8回(7月から翌年2月までの毎月)となります。

口座振替の方については毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に口座より引き落としされます。期日をご確認のうえ納め忘れや残高不足のないようご注意ください。

また各納期限までに納付がない場合には、翌月20日頃に督促状がお手元に届き、督促料や延滞金がかかります。

保険料の軽減措置について

平成29年度の保険料の軽減判定基準は以下のとおりです。

◆均等割軽減

(均等割額40,490円)
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額などが下記に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

◆所得割軽減(所得割額(所得33万円)×7.86%)
同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等が、58万円を越えない被保険者については、所得割額が一律2割軽減されます。

※平成28年度までは特例的に5割軽減されていましたが、29年度は2割軽減となります。

軽減割合	均等割額にかかる軽減の基準	軽減額	軽減後均等割額
9割軽減	8.5割軽減に該当する場合に、その世帯の被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入80万円以下の世帯	36,441円	4,049円
8.5割軽減	総所得金額等の合計額が基礎控除額33万円以下の世帯	34,416円	6,074円
5割軽減	総所得金額等の合計額が基礎控除額33万円+(27万円×被保険者数)以下の世帯	20,245円	20,245円
2割軽減	総所得金額等の合計額が基礎控除額33万円+(49万円×被保険者数)以下の世帯	8,098円	32,392円

※公的年金を受給されている方は、判定時に15万円が控除されます。

◆被用者保険の被扶養者であった者に対する7割軽減

後期高齢者医療制度の資格を取得する前日に被用者保険の被扶養者であった場合には、所得割額は課せられず、均等割額は7割軽減されます。
※平成28年度までは特例的に9割軽減されていましたが、29年度は7割軽減となります。

ただし、世帯の所得が低い方は均等割の軽減(9割、8.5割軽減)が受けられません。

問合せ：地域環境課
地域振興担当

Clip! 防犯カメラ設置補助制度について



■平成28年度は、楽山自治会で2台の防犯カメラが設置されました。

安心・安全に暮らせるまちづくりの実現を図るため、犯罪の予防などを目的に防犯カメラの設置を行う地域団体等に対し、その設置費用の一部を補助いたします。

対象となる団体
自治会、まちづくり協議会などの地域団体等

補助要件
プライバシーの保護に配慮した運用であること

補助金額など
防犯カメラ等設置費用の1/2を補助(1台につき15万円を上限)
※設置後の維持・管理費については補助対象となりません。

Clip!

平成29年度国民健康保険税の改正について

問合先：届出関係 市民課 保険年金担当
課税関係 税務課 市民税担当

低所得者の保険税軽減措置の拡充

軽減対象世帯	変更前	変更後
7割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円を超えない世帯	変更なし
5割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+26.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 [*])を超えない世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 [*])を超えない世帯
2割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 [*])を超えない世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 [*])を超えない世帯

※特定同一世帯所属者：国民健康保険被保険者が75歳到達により、国保資格を喪失した者で、資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。



国民健康保険税の納税義務者は世帯主です!
国民健康保険税は、世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。このため、世帯主が社会保険などに加入している場合や後期高齢者医療保険に加入している場合でも、他の世帯員(家族)が国民健康保険に加入していれば、世帯主あてに納税通知書が送付されます。

所得の申告は忘れずに!
国民健康保険税の決定や軽減判定、また入院時の食事代、高額療養費の算定などには世帯の所得情報が必要で、収入がない場合などでも忘れず所得の申告を行ってください。

Clip!

国民年金の保険料免除制度があります

問合先：日本年金機構 大月年金事務所
市民課 保険年金担当

- ◎申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除などを申請できます。
- ◎10年以内であれば免除期間の保険料をさかのぼって追納し、免除されたことで少なくなった、将来受け取る年金額を増やすことができます。
- ◎一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと『未納』とみなされ、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなったり、年金額が減る場合がありますのでご注意ください。

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額または一部の納付が免除・猶予される『保険料免除・納付猶予制度』があります。

免除・納付猶予制度を利用するには、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年度所得が一定額以下であることが条件となります。

保険料免除・納付猶予制度は所得に応じ4段階あり、それぞれの免除・猶予の種類、納付額、年金支給率、審査基準となる前年の所得は下表のとおりです。

また、このほかに『学生納付特例制度』などがあります。

免除の種類	納付額(H29保険料月額16,490円)	年金支給率	免除審査の基準となる前年の所得の目安
全額もしくは納付猶予	0円	1/2	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3	4,120円	5/8	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額	8,250円	6/8	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1	12,370円	7/8	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

Clip!

医療費限度額適用認定証をご存じですか?

問合先：市民課
保険年金担当

限度額適用認定証の交付を受け医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額(※詳細は70歳未満適用区分表)までの支払いで済み、一時的な費用負担が軽減されます。

対象となる方

- ①70歳未満で都留市の国民健康保険に加入されている方
- ②70歳以上74歳以下の住民税非課税世帯で都留市の国民健康保険に加入されている方
- ※70歳以上74歳以下の住民税課税世帯の方は高齢受給者証を提示することで、自己負担限度額までの支払いとなるため、申請は不要です。
- ※職場の健康保険に加入されている方は該当の保険者へお尋ねください。
- ※国民健康保険税に滞納がある方は限度額適用認定証の発行が原則出来ません。

すでに限度額適用認定証をお持ちの方には、7月上旬頃に更新のご案内を通知します。更新を希望される方は申請書、減額対象者の保険証、印鑑をお持ちになり、市民課保険年金担当に申請してください。

限度額適用認定証は申請月の1日からお使いいただけます。(更新の方は7月中の申請でも8月から使用できる証を交付します)

■70歳未満 適用区分表

区分	所得要件	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降 ^{*1}
ア	住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が901万円を超える世帯の方	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が600万円超～901万円以下の世帯の方	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円超～600万円以下の世帯の方	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	住民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円以下の世帯の方	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯の方	35,400円	24,600円

※1 過去12カ月以内に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

- ◆自己負担額の計算条件◆**
- ①暦月(1日～末日)ごとの計算
 - ②同じ医療機関でも外来と入院、内科と歯科は別計算
 - ③2つ以上の医療機関にかかった場合は別計算
 - ④入院時の食事代や保険外診療などについては対象外

■70歳以上 適用区分表(平成29年7月診療分まで)

区分	所得要件	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70～74歳の国保被保険者がいる方	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数該当】44,400円 ^{*1}
一般	現役並み所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の方	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で所得の合計額が0円の方		15,000円

8月から限度額が変更となる予定です

■70歳以上 適用区分表(平成29年8月診療分から)

区分	所得要件	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70～74歳の国保被保険者がいる方	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数該当】44,400円 ^{*1}
一般	現役並み所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方	14,000円【年間上限額:144,000円】 ^{*2}	57,600円 【多数該当:44,400円】 ^{*1}
低所得Ⅱ	同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の方	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で所得の合計額が0円の方		15,000円

※1 過去12カ月以内に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。
※2 平成29年8月診療分から平成30年7月診療分の1年間の自己負担限度額の累計額に対して適用されます。

◆70歳以上
平成29年8月診療分から70～74歳の方の医療費(高額療養費)の自己負担限度額が引き上げられる予定です。

自己負担限度額は世帯の所得に応じて適用区分が決まっています。が、今回70～74歳の方の自己負担額が見直され、左表のとおり現役

並み所得者と一般世帯のそれぞれの自己負担限度額が変更となる予定です。

70～74歳の非課税世帯、70歳未満の方の自己負担限度額については、現行のまま据え置きです。また、平成30年度には所得区分を含めた見直しが見込まれています。

Clip!

健康ジムの指定管理者の募集について

問合せ先：生涯学習課
スポーツ振興担当



■イメージ写真

施設の概要
名称 都留市健康ジム
所在地 都留市中央三丁目9番3号(都留市ふるさと会館1階)
指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間)
応募資格 公共施設の管理・運営の実績を有し、安定した管理運営を行うことができる法人またはその他の団体

業務の概要
 施設の利用許可及び運営及び施設や設備の維持管理ほか
募集、選定スケジュール
 ①募集要項の配布 7月18日(火)～7月28日(金)
 ②申請書類の受付期間 8月9日(水)～8月21日(月)
 ※配布、受付は土曜、日曜、祝日を除く8時30分～17時15分
 ③現地説明会 8月2日(水)
 ④審査 9月～10月
 ⑤選定結果の通知 11月中旬
募集要項配布・質疑受付・申請書類提出・問合せ先
 生涯学習課スポーツ振興担当
 都留市上谷1-1-1
 ☎(43)1111 内線216

Clip!

在宅高齢者デイサービスセンターの指定管理者の募集について

問合せ先：福祉課
施設担当

施設の概要
名称 都留市デイサービスセンター
所在地 都留市下谷センター
 (都留市保健福祉センター)
規模 いきいきプラザ都留内)
 延床面積 649㎡
 (センター部分のみ)
 ※都留市保健福祉センターとの複合施設(地下1階のセンター部分の占有使用、機械室は、除く)
構造 鉄筋コンクリート造
 地上3階、地下1階
 ※1階～3階 都留市保健福祉センター部分
施設 指導員事務室、食堂・ダイニング、作業及び日常動作訓練室、機能回復訓練室、厨房、脱衣室、機械浴室、浴室、エントランスホール等
利用定員 35名(提案により変更することがあります。)

都留市在宅高齢者デイサービスセンターを平成18年度より指定管理制度を導入し管理しておりますが、平成30年3月31日をもって同センターの第4期目の指定期間が満了となるため『都留市デイサービスセンター条例』及び『都留市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例』に基づき、平成30年度以降も引き続き施設の管理を代行できる指定管理者を募集いたします。

応募資格(抜粋)
 センターの指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とします。
 ①市内に事業所または事務所を有する社会福祉法人であること。
 ②介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業所による通所介護の指定を受けていること。
 ③障害者自立支援法の規定に基づく基準該当障害福祉サービス事業を行う基準を満たすことができること。
他数件の応募資格必要
募集、選定スケジュール
 ①募集要項の配布 7月7日(金)～7月21日(金)
 ②申請書類の受付期間 7月31日(月)～8月18日(金)
 ※配布、受付は土曜、日曜、祝日を除く8時30分～17時15分
 ③審査 9月～10月
 ④選定結果の通知 11月中旬
募集要項配布・質疑受付・申請書類提出・問合せ先
 福祉課施設担当
 都留市下谷2516番地1
 ☎(46)5112 内線110
 FAX(46)5119

Clip!

介護における各種負担額軽減制度のお知らせ!

問合せ先：長寿介護課
介護保険担当

負担段階	負担段階判定基準	負担上限の例
第1段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	多床室 0円 食費 300円
第2段階	・世帯 ^{※1} 全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	多床室 370円 食費 390円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円を超える方	多床室 370円 食費 650円
第4段階	・上記に該当しない方	各施設が定める額

※1 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。
 ※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

施設利用者負担額軽減制度
 所得の低い方は、介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する際に、食費・部屋代が負担軽減されます。
 利用者負担段階は、所得の状況などに基づいて決定されます。
 (注) 左の表は負担段階を判断するものです。対象となる条件は別に定められています。

該当要件(下表の1～6のすべてに該当されている方が対象)

1	世帯 ^{※1} 全員が市民税非課税
2	単身世帯で課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} と非課税年金収入額の合計が150万円以下(世帯員1人増える毎に+50万円)
3	預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員1人増える毎に+100万円)以下
4	自己居住用住居などの日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
5	負担能力ある親族等に扶養されていない
6	介護保険料を滞納していない

※1 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。
 ※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

介護サービス利用者負担額助成・負担額軽減制度
 生計が困難と判定される方が介護保険サービスを利用する場合、介護サービス(介護予防サービスを含む)区分に応じて利用者負担などが軽減されます。
 各利用者負担額軽減制度の利用には申請が必要となりますので、担当ケアマネージャーにご相談ください。

所得要件	利用者負担割合	
合計所得金額 ^{※1} が160万円未満の方	1割	
合計所得金額が160万円以上の方	同一世帯 ^{※2} の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額 ^{※3} 1人世帯：280万円未満	1割
	2人以上世帯：346万円未満	1割
	上記以外の方	2割

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。
 ※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。
 ※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

負担割合証をお送りします!
 要介護・要支援認定を受けているすべての方に交付されている負担割合証は、平成29年7月31日で有効期限が終了しますので、7月未までに新しい負担割合証を交付します。
 この負担割合証の有効期間は平成29年8月1日～平成30年7月31日となります。なお、送付先は、基本的に介護保険被保険者証に記載された住所宛となりますのでご了承ください。

福祉用具購入前にご相談を!
 介護保険制度では、基本的に福祉用具はレンタルにより利用することになりますが、入浴や排せつなどに用いる用具でレンタルに馴染まない福祉用具は、一部の負担で購入することができます。
 福祉用具の購入にかかった費用はいったん全額負担していただき、申請により対象額の8割または9割相当分を後日給付しますが、条件がありますので、購入する前に必ず担当ケアマネージャーなどに相談してください。
主な条件
 ①要介護・要支援認定を受けており、在宅で生活していること
 ②各都道府県が指定する販売事業者から購入していること
 ③ケアプランに福祉用具購入が組み込まれていること
 ④原則として、過去に同じ種類の福祉用具を購入していないこと

Clip!

水道料金は納付期限までに納めましょう！

問合せ先：上下水道課
水道管理担当

未納対策の実施
水道料金の未納者には、督促状・催告書の送付、電話・訪問催告などにより納入を促していますが、それでも支払いがない場合には、給水停止予告書を送付し、法令などに基づき給水停止を実施しています。給水停止後も納付及び連絡がない場合は、給水契約の解除を行います。

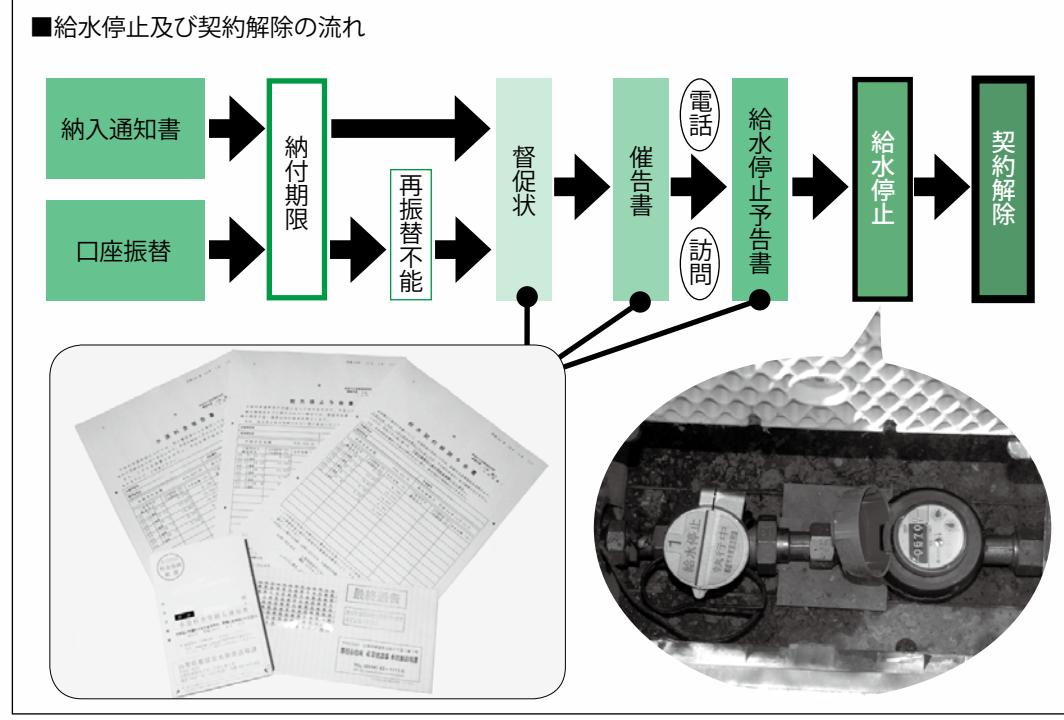
水道料金が滞らないように納付期限内の納入をお願いいたします。

口座振替をご利用ください！
こうした事態を避けるためにも、納入に便利な口座振替のご利用をおすすめします。

口座振替のご利用は、預金通帳（口座番号のわかるもの）、印鑑（通帳届出印）及び水道料金の領収書または使用水量等

皆さまからの水道料金で運営されています
配水管の修繕、施設の維持管理、配水管の布設替工事などにかかる費用は、皆さまからいただく水道料金でまかなっています。

市では、公平にお支払いいただくために、きめ細かな未納対策を実施しています。



のお知らせ（お客様番号がわかるもの）をご持参のうえ、お取引先の取扱金融機関へお申し込みください。

- 取扱金融機関**
- ・山梨中央銀行
 - ・山梨信用金庫
 - ・都留信用組合
 - ・山梨県民信用組合
 - ・クレイン農業協同組合
 - ・ゆうちょ銀行

Clip!

都留市民プール開場・子ども水泳教室開催のお知らせ

問合せ先：生涯学習課
スポーツ振興担当



都留市民プールを次の日程により開場します。

期間 7月21日（金）～8月22日（火）

時間 10時～12時 13時～17時

休場日 毎週月曜日
※7月25日（火）～28日（金）は午後お休みとなります
※監視員の指示により休憩時間を取っていただきます

料金 小学生以下 100円
中学生以上 210円
※午前、午後は別料金となります。

子ども水泳教室
夏休み期間中に一人でも多くの子どもに水泳に慣れ親しんでいただくため、水泳教室を開催します。泳げなくてもだいじょうぶ！熟練したインストラクターが基礎から丁寧に指導します。

期間 7月25日（火）～28日（金）

時間 13時～14時30分

場所 市民プール

対象者 小学校2年生～6年生

定員 40名

内容 25mをクロールで泳ぐことを目標に、水なれ・けのび・板なしキック・クロールなど、それぞれレベルに合わせて、段階的な指導を行います。

教室最終日には、小学校高学年を対象として、水難事故から身を守るための『浮いて待て！命を守る着衣泳』講習を予定しております。

もしも不意に海や川に落ちた時のため、靴をはいたまま、服を着たまま水に浮いて救助を待つ着衣泳を体験しましょう。熟練したインストラクターがやさしく浮けるように指導します。

参加料 1,000円
(保険代など)

Clip!

平成の名水百選つるの水物語熊太郎の大好物」を無料配布しました！

問合せ先：上下水道課



■平成の名水百選 つるの水物語 熊太郎の大好物」
500ml 1000円(税込)

6月1日（木）、販売の再開と水道週間のPRを合わせて、ペットボトル水『平成の名水百選 つるの水物語 熊太郎の大好物』を道の駅つると富士急行線都留文科大前駅で無料配布しました。

このペットボトル水は、昨年5月に発生しました市営第一水源（熊太郎水源）への揮発性有機化合物の混入により一時販売を中止しておりましたが、今年、安全が確認されたため5月10日から販売を再開しています。

こちらのペットボトルは、道の駅つる、芭蕉月待ちの湯、都留市役所 購買部などで購入できますので、ご利用いただけます。すようお願いいたします。



Clip!

高額介護サービス費(月々の負担額の上限)の基準が変わります！

問合せ先：長寿介護課
介護保険担当

対象となる方	平成29年7月までの負担額(月額)	平成29年8月からの負担額(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方※1	44,400円(世帯)※2	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯) <改正>
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯)※2 15,000円(個人)※2	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	15,000円(個人)

平成29年8月から、世帯のどなたかが市民税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に変更となります。

ただし、同じ世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間を通しての負担額が増えないよう、年間44,600円(37,200円×12カ月)の上限が設けられます。(3年間の時限措置)

※1 「現役並み所得者に相当する方がいる世帯」とは、世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がおり、さらに世帯内の第1号被保険者の収入の合計額が520万円(単身世帯の場合は383万円)以上の世帯を指します。

※2 「世帯」は、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」は、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

Clip! 健康寿命をのばして、健康長寿に!

問合先：福祉課 地域福祉担当 ☎(46)5112

本市では、65歳以上の方を対象に、心身ともに『元気ではつらつとした生活』をできるだけ長く維持できるように、さまざまな事業を実施しています。自分でできる毎日の健康づくり、みんなとできる地域での健康づくりに積極的に取り組みましょう。

はつらつ教室

週1回の頻度で12回で1コースの教室です。教室で運動方法を学び、自宅でも取り組み習慣化することで、心身の低下を防ぎ、元気ではつらつとした生活を過ごしましょう。

申込期間 8月4日(金)まで
※土日祝日は除く
実施期間 9月末頃～12月
定員 1コース15名
参加費 ※定員になり次第、締切り
コースを通じて700円
※送迎を希望する方は送迎料金として1回につき200円追加されます。
教室会場 いきいきプラザ都留
持ち物 タオル、飲み物、運動しやすい靴

コース	いきいきプラザ都留会場	まちづくり交流センター会場
時間	10時～11時30分	10時～11時30分
日程(水曜日開催)	7月5日、8月2日 9月6日、10月4日 11月1日、12月6日 1月10日、3月7日	7月12日、8月9日 9月20日、10月25日 11月8日、12月13日 1月17日、3月14日
講師	健康運動指導士、理学療法士、保健師など	

※講師の都合により日程が変更になる場合があります。

さわやか教室

月1回(年9回)、筋力を維持するための体操や簡単な脳のトレーニングなどを学び、それを日頃の生活に積極的に取り入れ、元気ではつらつとした毎日を過ごしましょう。

申込期間 8月4日(金)まで
※土日祝日は除く
定員 各コース30名
参加費 ※定員になり次第、締切り
1回400円
※送迎を希望する方は送迎料金として1回につき200円追加されます。
対象条件 介護認定を受けていないこと。医師から運動制限されていないこと。

問合先：福祉課 地域福祉担当 ☎(46)5112

Clip! 「救急医療情報キット」をご活用ください!

本市では、高齢者や障がい者などの安全・安心を確保することを目的とした『救急医療情報キット』を無料で配付しています!

救急医療情報キットとは?

専用の容器に、かかりつけの病院や服薬内容などの医療情報、緊急時の連絡先などを記入した『救急情報』を入れ、これを冷蔵庫に保管することにより、救急時にかけた救急隊員などが、その情報を活用し迅速な救命活動などを行うことができます。

保管場所の冷蔵庫というのは、かけた救急隊員が救急医療情報キットを探し出すには、ほとんどのお宅の台所にある冷蔵庫が最適な場所であるためです。

配付する救急医療情報キットの内容

- ① 容器
- ② 救急情報用紙
- ③ 玄関用シール
- ④ 冷蔵庫用マグネット

対象世帯 本市に住所をおく、次のいずれかに該当する方のいる世帯
・65歳以上の高齢者(平成29年4月1日現在)
・身体障がい者手帳1級、2級、3級を所持する方
・療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級、2級を所持する方

申込先 福祉課(いきいきプラザ都留1階)に備えてある、申請書に必要事項を記入して提出してください。申請内容を確認後、無料で配付されます。
※代理人の方が申請することも可能です。



子育て情報コーナー

よみきかせボランティア

「ひびきの会」の読み聞かせ
日時 7月8日(土)14時
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 みんなが選んだ絵本や紙芝居を讀みます。

こぐまクラブの「いぐまのちいさなおはなし会」

日時 7月21日(金)10時30分
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

こぶたの会「ワクワクおはなし会」
日時 7月22日(土)10時30分
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 楽しいお話や歌、手遊びをします。

ベビョギ&マッサージ

そのほか、工作を行います。
日時 7月19日(水)10時30分
場所 まちづくり交流センター1階和室
対象 2カ月～1歳くらい(要予約)
参加費 200円
持ち物 バスタオル、あかちゃんのおでかけグッズ
問合先 サークルバンビィ 友野
☎090(7710)2389

子育て応援サークル「ベビタスママタス」

第2回ベビママ「夏が来た!」
夏の楽しい遊びを用意しています。ゆかた、じんべいでも参加可能。家族みんなで遊びに来て下さい。
日時 7月10日(月)10時～12時
場所 いきいきプラザ都留3階研修室
参加費 子ども一人300円(保険付)
定員 30組程度(未就園児とその家族)
※定員になり次第締切り。申込はお早めに!
申込・問合先 ベビタスママタス事務局
小林 ☎070(4064)8181

お外で遊ぶ親子の会「はねっこ」

どんな天気の日でも、各地からきた親子が集まり外で遊んでいます。自然の中で何をすればいいかわからない方、語り合える仲間が欲しい方、妊婦さん、一緒に歩きましょう!
活動日 毎週木曜日9時40分～昼食過ぎ

親子で遊ぼう!「宝の山プレーパーク」

森のおやこじかん
7月5日(水)「川で遊ぼう!」
近くの川までお散歩しましょう。浅くて流れも穏やかなので、小さなお子さんでも参加できます。川デビューしてみませんか?
参加費 無料
申込み 不要
持ち物 汚れてもいい服装、軍手、飲み物、お昼の主食、みそ汁の具、お味噌、マイ食器、着替え、雨具など必要なもの
場所 宝の山ふれあいの里ネイチャーセンター
※当日お手伝いしてくれるスタッフも募集しています
問合先 宝の山プレーパーク 岩田
☎090(2682)4965
※7月は5日(水)のみの開催となります。8～9月はお休みとなります。

ファミサポ交流会「ファミッコ祭り」

日時 7月28日(金)9時30分～12時
場所 まちづくり交流センター1階交流室
参加費 無料
内容 手作りのお店をめぐる、親子で夏のひと時を楽しみましょう。
問合先 都留市ファミリィ・サポートセンター ☎(43)1330
※会員以外の方でも参加可能です

親子のえがお研究クラブ(にこ研)

お子さんが同学年ママたち話そう会☆
日時 7月14日(金)10時30分～11時30分
場所 いきいきプラザ都留2階
対象 市内に住む、平成28年4月～平成29年3月生まれ(同学年)の親子
参加費 無料
内容 同級生の子どもたち集まれ!同じように毎日を頑張っている親子の交流の場です。育児の苦労体験談・簡単な相談・情報交換のできる会になっています。昼食を持参していただければ、終了後も自由に交流して過ごせます。
託児 フォロー有り
定員 10組(定員になり次第締切り)

骨ナビ(ホネナビ)体操講座 第4回

日時 7月31日(月)10時30分～11時30分
場所 びゅあ富士1階団体連絡室
対象 未就園児の親子、親だけでもOK
参加費 300円
内容 産後肩こりがひどい…健康管理は大変です。普段からできる『骨・関節』を意識した体操です。背骨や骨盤を動かすことで、猫背・膝痛・腰痛などが改善されます。
託児 フォロー有り
定員 10組(定員になり次第締切り)
持ち物 飲み物 服装は動きやすい格好で来て下さい。
申込・問合先 親子のえがお研究クラブ
谷内 ☎090(2449)9797